

令和5年第3回稲城市教育委員会定例会

1 令和5年3月17日、午後2時から、消防署3階講堂において、令和5年第3回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）

今泉 浩史

吉田 伸幸

三戸 美代子

北川 英一

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 佐藤 知子

教育指導担当部長 岸 知聡

教育総務課長 長崎 健

学務課長 町田 義信

指導課長 高橋 達也

生涯学習課長 工藤 紀

学校給食課長 佐藤 由美子

図書館課長 久野 由人

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎

教育総務課教育総務係 加藤 綾子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第1号請願

「給食費未納者についての法的措置に関する請願」

(5) 日程第5 第7号議案

「令和5年度稲城市教育委員会職員の人事について」

(6) 日程第6 第8号議案

「稲城市教育委員会が保有する個人情報及び特定個人情報の保護等に関する規則を廃止する規則」

(7) 日程第7 第9号議案

「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」

- (8) 日程第 8 第 10 号議案
「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」
- (9) 日程第 9 第 11 号議案
「第二次稲城市立学校における働き方改革実施計画について」
- (10) 日程第 10 第 12 号議案
「稲城市立小・中学校学校医等（令和 5 年度）の委嘱について」
- (11) 日程第 11 第 13 号議案
「稲城市立小・中学校学校運営協議会委員（令和 4 年度）の解任及び任命について」
- (12) 日程第 12 第 14 号議案
「稲城市立小・中学校学校運営協議会委員（令和 5 年度）の任命について」
- (13) 日程第 13 第 15 号議案
「稲城市社会教育委員（令和 5 年度及び令和 6 年度）の委嘱について」
- (14) 日程第 14 第 16 号議案
「稲城市立公民館運営審議会委員（令和 5 年度及び令和 6 年度）の委嘱について」
- (15) 日程第 15 第 17 号議案
「稲城市文化財保護審議会委員（令和 5 年度及び令和 6 年度）の委嘱について」
- (16) 日程第 16 報告事項

教育総務課長

令和5年3月2日付で新しい教育長が、市長より任命されました。

これより、令和5年第3回稲城市教育委員会定例会が開催されますが、開会の前に杉本教育長よりご挨拶をいただきたいと思っております。それでは、杉本教育長、お願いいたします。

[杉本教育長 挨拶]

教育長

こんにちは。ご紹介いただきましたとおり、令和5年第1回稲城市議会定例会にて議会のご承認をいただき、過日3月2日付をもちまして稲城市教育長を拝命いたしました杉本真紀子でございます。

昨年の8月以降、約7カ月間にわたりまして教育長不在という状態が続き、委員の皆様並びに事務局の皆様には大変なご苦勞をおかけいたしました。そのような中でも、円滑な委員会運営をお取り計らいいただきまして深く感謝申し上げます。今後は、これまで進めていただきました審議や取り組みを生かしながら、稲城市の教育行政の更なる充実と一緒に目指していきたいと思っております。

私の、稲城市の教育を推進していくための、委員の皆様と事務局の皆さんと共有していきたい考えを、簡単に2点続けて述べさせていただきます。

まずは、「平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成」でございます。これは、教育基本法第1条、教育の目的の条文から引用してまいりました。社会の一員にとどまることなく、「形成者」という主体的視点を持った子どもたちを、さらに市民の方々にもそのような視点から学びの充実を実感していただきたいと強く考えております。そのためには、私たち自身も形成者となるよう、主体的に考えて、共に活発な論議・協議をして、発信することが大切だと考えております。

また、特に関連して、市を挙げてのSDGsの取組があり、長年の学校教育におけるESDの取組があります。そして、地域と学校と協働連携の歴史もあります。

これらの実績や成果を生かし、繋いでいきながら、例えば子どもたちと地域の方々と一緒にSDGs達成のための具体的な行動を学んだり、取り組んだりしていくような、そんな活動を目指していきたいということを考えております。

2点目に「理念の統一」です。これにつきましては、委員の皆様、事務局の皆さんにタブレットの中に私からの資料ということで付けさせていただきました。

私が理想と考える教育委員会及び教育委員会事務局のあり方を絵にしてあります。事務局の方からは、適切かつ正確な情報を確実に頂きたい。それを基にして委員の皆様には適切にご判断、ご決定をいただきたい。それが本筋大切な事であると理解しております。

その根底として大切なことは、委員の皆さん、事務局の皆さんの間の教

育観、教育理念の統一であり、また委員同士の考え方の共通理解である、と認識しております。

このように、私たちが根底では何が大切なのか、同じものを見て、活発な考察をし、協議をしていく。そのことがひいては、市民の皆さん、子ども達の学びの充実に繋がっていくのだろう、そんな道筋を描いております。

そのような気持ちで、委員の皆さん、事務局の皆さんに支えていただきながら、充実かつ活発な意見交換をして、稲城市の教育の更なる発展と一緒に目指していきたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

教育総務課長 ありがとうございました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条の規定によりまして、教育委員会の会務を教育長が総理することとされておりますので、この後の進行は、教育長をお願いいたします。

それでは、教育長、よろしく願いいたします。

教 育 長 ただ今から、令和5年第3回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

始めに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」こととされております。教育長職務代理者の指名につきましては、私が今泉委員を指名し、お願いいたしましたので、ご報告させていただきます。

今泉教育長職務代理者より、ご挨拶をいただきたいと思います。それでは、今泉教育長職務代理者、お願いいたします。

〔 今泉教育長職務代理者挨拶 〕

今泉委員 皆さんこんにちは。

前回に引き続き、教育長職務代理者ということで、昨日、杉本教育長からお話をいただき、引き受けさせていただきました。

やっと5人そろって、スムーズな運営ができると期待しております。よろしく願いいたします。

教 育 長 ありがとうございました。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、今泉委員にお願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
2 寄附について
3 令和5年2月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
4 学校開放事業について(2月分)

学務課長 1 不登校による欠席児童・生徒数について(2月分)
2 令和4年度第4回東京都市学事・保健・給食担当課長会について
3 債権差押命令申立てについて
4 学校給食費未納者への電話督促(催告)について
5 学校給食費未納者への督促状発付について
6 令和4年度第2回稲城市学校保健連絡会について
7 インフルエンザによる稲城市立学校の学級閉鎖等の状況について
8 令和4年度児童・生徒・学級数(令和5年2月1日現在)について

指導課長 1 担当者事業について
2 推進事業について
3 研修事業について
4 その他について
5 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育委員関係について
2 社会教育活動の振興について
3 芸術文化活動の振興について
4 文化財の保護と普及について
5 生涯学習推進事業について
6 放課後子ども教室参加状況(1月分)について

- 7 公民館主催事業の実施状況について
- 8 i プラザの主な主催事業の実施状況について
- 9 生涯学習課利用統計について（公民館 2 月分、i プラザ 1 月分）

- 学校給食課長
- 1 第 5 回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
 - 2 第 4 回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について
 - 3 第 3 回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会場長会について
 - 4 令和 4 年度第 2 回稲城市学校保健連絡会について（再掲）

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC 運営）について
 - 3 分館主催行事について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 地域との連携について
 - 6 学校との連携について
 - 7 図書館の利用状況（令和 5 年 2 月）について

教育長 教育行政報告が終わりました。
 本日は議事進行の都合により、日程第 4 第 1 号請願及び日程第 5 第 7 号議案の後、日程第 10 第 12 号議案から日程第 16 報告事項までを先に行い、その後、日程第 6 第 8 号議案から日程第 9 第 11 号議案までを行うことといたします。

それでは、日程第 4 第 1 号請願「給食費未納者についての法的措置に関する請願」を議題といたします。

本件につきましては、稲城市教育委員会会議規則第 31 条に基づき、委員会は、請願書を受理したときに、慎重かつ迅速に検討してその結果について、教育長を経て請願者に通知する必要があることから議題とするものです。

請願内容につきましては、教育総務課長より読み上げます。

教育総務課長 それでは、請願内容を読み上げさせていただきます。
 給食費未納者についての法的措置に関する請願。
 請願項目。
 教育費未納者についての法的措置については、これまで以上に慎重に対処すること。
 請願理由。
 ①差し押さえの経過。

2022 年 7 月 4 日督促申し立てをしたが納入に応じる様子がないので、9 月 2 日、債権差し押さえ命令申し立てを東京地裁立川支部に実施した。1

おきましては、未納額が約38万円、未収率は0.1%ということでございます。ただ、この数字と申しますのが、平成29年度と比較して申し上げますと、未納額が約420万円ということで、10分の1以下に圧縮されております。

こちらにつきましては、給食費が未納となりました年度でございますが、電話催告、督促状、それから臨戸徴収等、電話催告については年5回、督促状につきましては毎学期末の年3回ですね。それから臨戸徴収についても年3回、そのほか状況に応じて督促状を配付したりといったことを行いまして、現年度分、その年の給食費はその年にお支払いいただくというような下、徴収を強化した、努力した結果、このような10分の1になったものでございます。

それに併せまして、現年度でお支払いいただけなかったものに関しまして、翌年度に法的措置ということに向けた対応となりますが、法的措置も7月頃に実際には開始いたしますが、その間、4・5・6月と臨戸訪問2回、それからそのうち法的措置の勧告も2回行いまして、こちらのほうで対応していただけるようにということをお願いした上で、それでもお支払いしていただけなかった、あるいは連絡ができなかったという場合に法的措置を開始しているという状況でございます。

以上でございます。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。

先ほど平成29年度は400万円ぐらいで、現在、38万円ぐらいということになっているということなんです、平成29年度が特に多かったというわけではなく、そのぐらいでずっと平成29年度以前も推移されていて、ここ数年で令和3年度では38万円ぐらいに落ち着いてきたという形の認識でよろしいですか。

教 育 長 学務課長。

学務課長 そうですね。平成29年度以前は400万円ぐらいの水準でいたものでございます。と申しますのも、稲城市の給食費は、令和2年度に公会計化、以前は私会計ということで、市の予算に入っていなかったものなんです、令和2年度から予算化されるようになりました。そちらの準備段階として平成29年度から徴収強化もしなくてはいけないということで取り組んだものでございます。

以上でございます。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。
未納額そのままというわけにはいかないと思うので、しっかり下がってきたのが分かりました。
あともう1点なんですけども、請願者の方は差押えに対して慎重な対処を求めているようなんですが、稲城市が行っている慎重な対応というようなことについてはどういうふうな形なのか、再度確認させてください。

教 育 長 学務課長。

学務課長 法的措置につきましては、保護者から分納相談等、そういったことがあったときにつきましては、家庭の状況とかをよくお聞きして配慮が必要と判断した場合には、これまでも未納者の家庭の事情を勘案して支払いを猶予したりする等、十分に慎重に対応した上で実施しております。今後につきましても、同様に丁寧に対応していきたいというふうに思っております。
以上です。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。
最初の質問のときにもご回答いただいたんですけども、未納だよといってすぐに法的措置ではなく、1年間猶予して、その間訪問したりというふうな形で連絡を取って、それでもなかなか納めていただけないなといったときに、初めて法的措置になるというような形で、ある程度慎重な対応ができているのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

教 育 長 ほかにいかがでしょうか。
吉田委員。

吉田委員 請願の③請願の主旨の中に、「万一、子どもが未納の事実を知った、あるいは察した時」とあるんですけども、予期せず子どもが開封することも考えられると思うんですけど、封書の渡し方、子どもが知ることのない対策について確認させていただけますか。また、子どもが封書を開けて未納を知った場合についてどのように対応するのかという2点について、お願いします。

教 育 長 学務課長。

学務課長 督促状の渡し方についてのご質問かと思いますが、こちら学校を通して保護者のほうに渡していただくことを年に3回行っておりますが、子どもへの配慮というのは重要だというふうにこちらも思っておりますので、子

どもに対しては督促状が督促状であるということを分からないように、そういったことを配慮して、学校に渡していただくようお願いをしているところでございます。

教育長 吉田委員。

吉田委員 分かりました。ありがとうございます。

あともう一つ確認なんですけども、給食費を支払わない子どもでも給食は食べられると思って間違いないですか。

教育長 学務課長。

学務課長 給食費が滞納となったことで、児童生徒の給食を止めるということはありません。

教育長 吉田委員。

吉田委員 ありがとうございます。

教育長 そのほか質疑はありますか。
三戸委員。

三戸委員 ③請願の主旨の最後のところに、「差し押さえについてはこれまで以上に慎重に対処してもらいたい」ということがございますが、この請願者のおっしゃっているこれまで以上に慎重にということが実際できるのか、できないかということについてお答えください。

教育長 学務課長。

学務課長 法的措置につきましては、先ほども申し上げたとおり慎重に十分行っているつもりでございます。しかし、支払う意思が確認できないときでありますとか、完済する見込みがないとき、あるいは払わない等と明言してしまわれたとき等、解決の糸が見いだせないような場合に法に基づき行っているものでございます。

さらにこれまで以上に慎重に対処するというところでございますが、支払いの見込みがない場合にも、更に待ち続けるということになりますので、そうしますと未納案件が増えまして、学校給食事業の円滑な運営に支障をきたし、更にはこのことについては児童生徒へ毎日の給食の内容にも影響を及ぼしかねないので、こちらは適切ではないというふうに考えております。

教育長 以上です。

三戸委員 三戸委員。

ありがとうございます。

そうしますと、先ほどの今泉委員の質問に対するご回答のとおり、翌年度までかなりの手数を踏んで対処されているという中で、解決の糸口が見いだせない場合のみ法的措置に進むということでご理解してよろしいでしょうか。

教育長 学務課長。

学務課長 そのとおりでございます。

三戸委員 ありがとうございます。

教育長 ほかに質疑はありますか。
北川委員。

北川委員 未納者の家庭の情報等を勘案して支払いを猶予する等が行われているというお話しでしたが、どうしても払えない方にはどのような方法が可能なのかというような情報はどのように伝えているのでしょうか。

教育長 学務課長。

学務課長 生活に困窮されている方への対応につきましては、保護者の申出により児童手当から給食費に振り替えられる制度がございますので、そういったことをご案内したり、給食費が支給されまして実質無料となります就学援助の申請を促したりしております。また、その他福祉の窓口をご案内する等の対応もしているところでございます。

以上です。

教育長 北川委員。

北川委員 その生活に困窮しているかどうかという情報は、どの時点でどのように確認をしているのかということが1点。

それからあともう1点は、最終的に差押えに至った事例というのは未納者の家庭が経済的に困窮する状況にはないと判断した経過を経ているというふうに考えてよろしいでしょうか。

教育長 学務課長。

学務課長 学校の給食費につきましては、税金等と違いまして、他の機関への調査権がございません。我々はそういった調査権は持っておりません。ですので、未納の家庭の経済状況の確認につきましては、保護者と連絡を取りまして、聞き取り等をしないと把握することができません。このため学務課では保護者とお話をできる機会が得られますように、電話催告でありますとか督促状の送付、あるいは臨戸訪問を行っております。

今回請願内容にございます2件の案件につきましては、これまで再三にわたるこちらからの呼びかけに対しまして、一度もご連絡をいただけない状況でございます。このため、経済状況を把握することはできておりませんが、就学援助制度の案内につきましては、毎年、全ての保護者にお知らせをお配りして周知しており、また児童手当を給食費に充てられることにつきましても、督促状に記載して案内する等しております。生活に困窮されている場合の支援につきましては、十分周知をしているというふうに認識しております。

学務課では、差押えまでの十分なプロセスを経た上で、やむを得ないと判断したケースについて差押えの手続をしている状況でございます。

以上でございます。

教育長 北川委員。

北川委員 よく分かりました。ありがとうございます。

かなり情報を出してはいるけれど、きめ細やかにやっても、反応がない場合もあるということですね。

分かりました。ありがとうございます。

教育長 ほかに質疑、またご意見等はありませんでしょうか。

(なしの声あり)

教育長 それでは、質疑、ご意見等がないようですので、以上で終結いたします。これより、第1号請願「給食費未納者についての法的措置に関する請願」を採択いたします。

本請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者なし)

教育長 挙手ありません。よって、第1号請願は不採択となりました。

次に、日程第5 第7号議案、及び日程第10 第12号議案から日程第16 報告事項までを議題といたします。

第7号議案、第12号議案から第17号議案まで、及び報告事項1は人事案件、報告事項2は予算案件であることから非公開といたしたいと思っております。

が、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、第7号議案、第12号議案から第17号議案まで、及び報告事項は非公開審議といたします。
 これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。
 暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※関係者以外の職員と傍聴者は退室する。

(これより第7号議案、第12号議案から第17号議案まで、及び報告事項は非公開審議)

(非公開審議は別紙)

(これにて第7号議案、第12号議案から第17号議案まで、及び報告事項の非公開審議は終了)

(暫時休憩)

※退室した職員が入室する。

教 育 長 再開いたします。
 これより、第7号議案「令和5年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。
 本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第7号議案は原案のとおり可決いたしました。
 次に、第12号議案「稲城市立小・中学校学校医等（令和5年度）の委嘱について」を採決いたします。
 本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第13号議案「稲城市立小・中学校学校運営協議会委員（令和4年度）の解任及び任命について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第14号議案「稲城市立小・中学校学校運営協議会委員（令和5年度）の任命について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第15号議案「稲城市社会教育委員（令和5年度及び令和6年度）の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第16号議案「稲城市立公民館運営審議会委員（令和5年度及び令和6年度）の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第16号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第17号議案「稲城市文化財保護審議会委員（令和5年度及び令和6年度）の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決いたし

ました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

教育長 それでは、再開いたします。

次に、日程第6 第8号議案「稲城市教育委員会が保有する個人情報及び特定個人情報の保護等に関する規則を廃止する規則」を議題といたします。

本案は、市長が保有する個人情報及び特定個人情報の保護等に関する規則が廃止されることに伴い、稲城市教育委員会が保有する個人情報及び特定個人情報の保護等に関する規則を廃止する必要があるので、提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長。

教育総務課長 それでは、第8号議案「稲城市教育委員会が保有する個人情報及び特定個人情報の保護等に関する規則を廃止する規則」について、ご説明をさせていただきます。

資料は第8号議案の資料でございます。

本件については、議案名の末尾が「廃止する規則」となっておりますが、新たな規則を制定するという内容ではございませんで、規則を廃止することについて上程させていただき議案となっております。

では、資料3ページの議案概要説明書をご覧ください。

概要でございます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定による個人情報の保護に関する法律の改正により、国、地方公共団体、民間事業者等に係る個人情報の保護に関する規律が同法に統合されることを受け、稲城市個人情報保護条例が廃止されるとともに、稲城市個人情報保護法施行条例が施行されることから、本市関係例規のうち、市長が保有する個人情報及び特定個人情報の保護等に関する規則が廃止されることに伴い、稲城市教育委員会が保有する個人情報及び特定個人情報の保護等に関する規則を廃止する必要があるので、提出をするものです。

続きまして、資料4ページの個人情報保護制度見直しの全体像の資料をご覧ください。

①でございます。

今回の法改正は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的

な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するものでございます。

下の図をご覧くださいますと、左側の現行の部分について法令の部分で行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法の3本の法律と各地方公共団体ごとの個人情報保護条例が規定されておりますが、右側の見直し後では、法令が新個人情報保護法に一本化をされ、新法の対象が国の行政機関の他、地方公共団体等、民間事業者の全てを含む形となります。この図のと通りの改正によりまして、稲城市では現行の稲城市個人情報保護条例が廃止されるとともに、改正後から委任された事項等について規定した稲城市個人情報保護法施行条例が施行されることとなります。また、稲城市個人情報保護条例の廃止に伴いまして、稲城市個人情報保護条例の施行規則に相当する規則である市長が保有する個人情報及び特定個人情報の保護等に関する規則が併せて廃止となります。

続きまして、本議案の稲城市教育委員会が保有する個人情報及び特定個人情報の保護等に関する規則についてご説明いたします。

5ページの新旧対照表をご覧ください。

右側の旧の欄が現行の稲城市教育委員会が保有する個人情報及び特定個人情報の保護等に関する規則の条文でございますが、第2条において、「教育委員会が保有する個人情報の保護等の手続、方法等については、市長が保有する個人情報及び特定個人情報の保護等に関する規則の例による。」と規定されております。

ここで市長が保有する個人情報及び特定個人情報の保護等に関する規則が廃止となりますので、併せて本規則についても廃止する必要があることから本案を提出したものでございます。

恐れ入ります。3ページの議案概要説明書にお戻りください。

概要の下から2行目でございます。

本規則の施行期日以降は、改正後の個人情報保護法及び稲城市個人情報保護法施行条例その他関係例規が教育委員会に直接適用されることとなります。

続きまして、施行期日でございます。

改正後の個人情報保護法及び稲城市個人情報保護法施行条例の施行日と同日の令和5年4月1日としております。

説明は以上でございます。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。

いかがでしょうか。

(なしの声あり)

教育長 それでは質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより第8号議案「稲城市教育委員会が保有する個人情報及び特定個人情報
の保護等に関する規則を廃止する規則」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第7 第9号議案「稲城市学校給食費に関する規則の一部を
改正する規則」を議題といたします。
本案は、稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する必要がある
ので、提出するものです。詳細につきましては、学務課長より説明いたしま
す。
学務課長。

学務課長 それでは、稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則につ
いて、ご説明させていただきます。
議案の7ページのほうをご覧くださいませでしょうか。新旧対照表でござ
います。
稲城市学校給食費に関する今回の改正内容につきましては、2点ございま
す。
まず1点目ですが、第7条の右側の旧のところをご覧ください。
給食費の納入についてでございます。
規則ではこれまで納入につきましては、「納入通知書を用いる方法又は
口座振替の方法により」と記載されておりまして、どちらでも可能である
ような表現となっております。
ただ、実際の運用ではできるだけ口座振替をお願いしていたこともあり
まして、現在、2月末現在の口座振替率は保護者にあつては99.28%、教職
員にあつては98.99%ということではほとんど口座振替を選択いただい
ております。それを今回、新のほうで納入通知書を用いる方法を削除する
ものでございます。こちら今回削除する納入通知書による納入につきま
しては、納め忘れやすく、また納入通知書の作成に当たりまして、職員が
手作業で印刷・封入する等手間がかかっていることから、この機会を捉
えて未納対策、それから事務の効率化の観点から保護者に関しましては
原則口座振替で、口座振替が難しい場合は納入通知書もできるという
こと。また、教職員につきましては、日額で納めるような非常勤の教職
員の方、その方

を除きまして一律口座振替とする規定に改めるものでございます。

2点目の改正につきましては、その下の様式（第3条関係）というところがございますが、こちら学校給食の申込書となります。

こちらに関しましては、給食につきまして、児童・生徒の不登校でありますとか、あるいは教職員の長期休暇によりまして、長期間給食を食べない場合に給食を止めるために給食の停止の申出を学校にさせていただく必要がありますが、これを忘れて発生した給食費を後から「給食を食べてないので支払わない」というようなトラブルがあったことから、この給食の停止の申出について保護者や職員に周知するため、この給食申込書の用紙に長期間給食を停止する場合は、早めに申し出ることについて記載するものでございます。

その記載が、8ページの左側、新のほうの一番下の(4)というところでございますが、こちらに記載をして、停止する場合は申し出るようにということを周知するものでございます。同様にその後の9ページも同じく職員用の給食申込書がございまして、こちらは10ページの左側の新のほうに同様に、長期間食べない場合は申し出てくださいという趣旨の記載をしてアナウンスするものでございます。

なお、このアナウンスにつきましては、この申込書以外にも学校給食費の納入の案内というのを年度初めに全保護者に配っておりますが、そちらに記載したりとか、あるいは月1回学校給食だよりを配っておりますが、そちらにも同様に記載して周知するものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。

今泉委員。

今泉委員 まず、7ページの新旧対照表の新のほうなのですけれども、下線部「ただし、給食費を納入する者が保護者である場合においては、口座振替の方法により納入することが困難なときは」で、前半の「は」は要らないのではないかなと思います。これ確認しておいていただければと。

あと、「長期間給食を停止したいときは、早めに学校にお申し出ください」ということなのですけれども、長期間というのはどれくらいで、早めというのはどのくらいを想定されているのでしょうか。なんかトラブルがあったということなので、そこはちょっと明確にしておいたほうが安心かなと思います。

質問です。

学務課長 すみません。1点目のご質問をもう一度よろしいですか。

今泉委員 新旧対照表の新しいほうの「ただし」のところなんですけれども、これ日本語の問題です。「ただし、給食費を納入する者が保護者である場合においては、口座振替の方法により納入することが困難なときは」と、「は」が重なっちゃっているのです、前半の「は」は不要ではないかと思われま

教育長 暫時休憩。

(暫時休憩)

教育長 再開します。
学務課長。

学務課長 失礼いたしました。こちら説明資料の新旧対照表が誤っておりました。お詫びいたします。改め文のほうでは「給食費を納入する者が保護者である場合において」で、「は」はないので、改正そのもの自体は問題ないと思いますが、資料に誤りがありまして申し訳ございませんでした。

それからもう1点、長期間給食を食べない場合ということでございますが、こちらにつきましては、ここでは表現しませんでした。不登校等でちょっと前回トラブルがあった例というものが、4月から不登校ぎみになりまして、ただ全く出ないわけではなくて、1学期の間、7月までは10日程度出席していたのですが、夏休み明けの9月以降、出席がゼロということで12月までその状態が続いた中で、そこで給食費の督促等をお出しした中で、保護者の方が、当初は4月から食べていないということだったのですが、調べてみたら9月以降食べていないという事実関係が分かりました。こういったアナウンスにつきましては、ちょっと学校側との調整の中では、不登校ぎみの方で来られなくなった場合においても、給食を止めますかと言うことは学校側が長期間もうこの子はもう来ないのだなというふうに認識しているということを保護者が感じて学校との信頼関係だとか、ちょっと微妙なところもありまして、なかなか言いづらいようなこともあるということもありまして、こういった申込書でありますとか、チラシだとか、案内に入れるというような対応を取ることと、ちょっと学校も言いづらいというところはあるでしょうけれども、やはりお金が絡んでくる問題なので、その辺は言い方を気をつけていただきながら対応を取ったところでございます。

この長期間というのは、実際には厳密に言いますと6日以上続けて休むような場合には止めることができるというようなことありますが、ここで対象にしているのは実際には不登校をされている方だとか、そういうようなことを想定しておりますので、こういった表現にしております。また、

学校におきましては、このことについて周知しておりますので、そういった事例が出てきたときには気をつけていただいて早めにアナウンスしていただくというようなこともお願いしているところでございます。

以上です。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。

恐らく、そのトラブルの事情でいうと、12月までずっと休んでたのに今さらですかというような気持ちもあったと思うので、その辺りをどう学校側から保護者のほうに伝えるかというのは難しいかとは思うのですが、何となくその辺の目安とかが事前に分かるような形になっていれば保護者のほうも言いやすいのかなと思って質問させていただきました。

教 育 長 ほかに質疑あるいは意見はありますか。

北川委員。

北川委員 勘違いしているかもしれないのですが、基本的に口座振替にするということなのですよね。この用紙というのですか、2ページとかに「口座振替により納入します。」「納入通知書により納入します。」のどちらかにチェックをつけるということになると、どちらでもいいというふうに読み取れるのですが、なぜ入っているのでしょうかということが1点目です。

それから、職員用では口座振替の口座番号を書く欄がなくなっているのですが、それはなぜでしょうか。これが2点目です。

教 育 長 すみません。1点目をもう一回、お話しいただけますか。

北川委員 2ページ目、3ページ目の届出書というところに、「口座振替により納入します」というのが一番左下にあって、右上に「納入通知書により納入します」ということがあって、両方書いてあるわけですよね。どちらでもいいように読み取れてしまうのですが、これはないほうがいいと私は思ったのですが、どうなのでしょう。

教 育 長 暫時休憩。

(暫時休憩)

教 育 長 では、再開いたします。

学務課長。

学務課長 委員のご指摘のとおり、規則の内容と様式の内容が整合を取るよう
してまいります。

教育長 北川委員。

北川委員 結構です。ありがとうございます。よろしくお願
いします。

教育長 そのほか質疑又はご意見はありますでしょうか。

(なしの声あり)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いた
します。

それでは、第9号議案につきましては、ご指摘の点を反映させた上
で、修正をするという条件付の上でお認めいただければということ
で、採決をしたいと思えます。

第9号議案「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」
を採決いたします。

本案については、先の内容を修正することを条件に、可決することに賛
成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、第9号議案は修正案のとおり可決
いたしました。

今回の資料等にいくつかご指摘いただいたところが生じたこと、
私も事務局を代表いたしましてお詫び申し上げます。申し訳あり
ませんでした。

次に、日程第8 第10号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の
一部を改正する規則」を議題といたします。

本案は、稲城市教育委員会事務局処務規則に規定する指導課事務分
掌を変更することに伴い、本規則の一部を改正する必要があるの
で、提出するものです。詳細につきましては、指導課長より説明
いたします。

指導課長。

指導課長 それでは、第10号議案の議案関係資料をご覧ください。

本議案では、指導課における事務分掌について、指導係と教職員
係の業

務実態に合わせて、稲城市教育委員会事務局処務規定の一部を改正するものでございます。

改正の内容についてでございますが、こちらは資料の4ページ、5ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、4ページのほうです。指導係に関する内容でございます。

新規のものとして、第3項、定例校長会等に関すること。また、第10項、ICT教育の推進に関すること。第11項、コミュニティ・スクールに関する場合がございます。

また、文言や業務分担を整理したものとして、第8項、教育相談及び就学相談並びに特別支援教育に関することがあり、右側の旧では第5項、教育相談及び就学相談に関することと、5ページの教職員係の旧のほうですが、第6項、特別支援教育に関すること。こちらが合わさるということでございます。

また4ページに戻りまして、新の第12項、部活動等における外部人材の活用に関することは、5ページの教職員係の旧のほうにありました第5項、部活動外部指導員に関することから移動になります。これらに伴い、各項目の順番がご覧いただいているとおり変更となっております。

次に、5ページの教職員係に関する内容でございますが、新規のものとして、第7項、教職員の栄典に関する場合がございます。

また、文言や業務分担を整理したものとして、第6項、教育補助員等市費会計年度任用職員に関することが、指導係から移動しております。これらに伴いまして、各項目の順番がご覧いただいているとおり変更となっております。

以上のとおり、稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正することについて、議案を上程させていただく次第でございます。

説明につきましては、以上でございます。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 それでは質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第10号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 第11号議案「第二次稲城市立学校における働き方改革実施計画について」を議題といたします。

本案は、稲城市立学校の教員が心身ともに健康を保てる職場環境を整備し、本市の学校教育の質の向上を図るため、「稲城市立学校における働き方改革実施計画」の次期計画として、「第二次稲城市立学校における働き方改革実施計画」を策定する必要があるため、提出するものです。詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長。

教育総務課長 それでは、第11号議案「第二次稲城市立学校における働き方改革実施計画について」をご説明させていただきます。

第11号議案の資料の14ページの議案概要説明書をご覧ください。

概要でございます。

稲城市立学校における教員の働き方改革については、「稲城市立学校における働き方改革実施計画」を定め、令和2年度から令和4年度までの期間において取り組んでまいりました。

本計画の3年間において教員の在校時間の縮減等、一定の効果が図られているものの、依然として長時間労働となる状況を改善する必要があることから、令和5年度から令和7年度までの3年間の期間とする、「第二次稲城市立学校における働き方改革実施計画」を策定し、教員の働き方改革を更に推進するものでございます。

続きまして、第二次計画の概要でございます。

「1 策定の趣旨」につきましては、教員の長時間勤務は、教員の心身に悪影響を及ぼすとともに、教育活動の質にもかかわる大きな問題であるため、国、東京都及び稲城市において、教員が心身ともに健康を保てる職場環境を再構築することで、教員の児童・生徒と向き合う時間を確保し、学校教育の質の向上を図るものとしております。

「2 実施計画の位置づけ」につきましては、教員の長時間勤務の改善目標達成に向けて、第一次計画に引き続き実施する取組と、重点的に実施する取組を盛り込み、令和5年度から令和7年度までの期間において策定するものでございます。

「3 小中学校における教員の働き方の現状」につきましては、第一次計画策定後の稲城市内の小中学校における教員の在校時間の状況を当面の目標及び最終目標を超過した教員の割合として、こちらに記載の表のとおりとして示しております。

「4 働き方改革の目標」につきましては、こちらの表に記載のとおりでございますが、詳細については後ほどご説明いたします。

「5 取組の方向性」につきましては、以下の5つを取組の方向性としております。内容は、第一次計画からほぼ踏襲している内容でございます。

「6 取組の実践」につきましては、働き方改革を推進するため、取組の方向性に沿った具体的な取組を明示するものであり、5つの方向性に沿って合計で19の取組を掲載しております。このうち、第二次計画で新規に記載した取組は10項目となっております。

「7 取組の実践（継続取組）」につきましては、第一次計画より実践している取組を引き続き明示するものであり、5つの方向性に沿って合わせて9の取組を掲載しております。

概要については以上でございますが、本件につきましては、1月31日開催の総合教育会議において、本計画の素案についてご説明いたしまして、ご協議をいただいたところでございます。総合教育会議でのご意見、またその後の状況変化等によりまして、素案から計画の内容を一部修正してございますので、修正点を中心にご説明をいたします。

では、第一次計画及び第二次計画の比較といたしまして、16ページの比較表をご覧ください。

こちら右側が第一次計画、左側が第二次計画（案）となっておりますが、左側の第二次計画（案）の欄に下線が引かれている部分につきましては、第一次計画から変更のある部分でございます。

まず、3項目目の働き方改革の目標をご覧ください。

目標につきましては、本計画におきましても第一次計画を踏襲した内容で当面の目標及び最終目標を掲げておりますが、その内容から在校等時間の考え方と整合する表記に修正しております。

まず、「在校等時間」の考え方についてご説明をいたします。米印の「在校等時間について」をご覧ください。

こちらは、文部科学省の指針で規定されている時間の考え方となります。四角で囲んでおります部分が指針の抜粋となりますが、在校等時間につきましては、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間としております。

イにつきましては、校外において職務として行う研修の参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間。

ロといたしましては、各地方公共団体が定める方法によるテレワーク等の時間。

ハにつきましては、正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力

量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間。

ニにつきましては、休憩時間となっております、在校時間にこのイの校外研修や引率等の時間、ロのテレワーク等の時間を追加いたしまして、ハの自己研鑽の時間と、ニの休憩時間を除いた時間が在校等時間ということになってございます。

こちらの在校等時間につきましては、客観的に把握することには課題も多いことから、第一次計画及び第二次計画の素案では在校等時間という文言は使用しておりませんでした。本年2月の文部科学省通知において各教育委員会において在校等時間の把握に努めることが改めて示されるとともに、在校等時間の上限について令和5年度までに各教育委員会が例規整備を行うことが求められたことから、本計画の目標及び取組について在校等時間を基準とした内容に修正しております。

それにより、第二次計画案の目標につきましては、当面の目標が、1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が1か月合計80時間を超える教員をゼロにする。最終目標が、1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が1か月合計45時間かつ1年間合計360時間を超える教員をゼロにするという内容に修正をしているものでございます。

続きまして、17ページの取組の実践（重点取組）をご覧ください。

(1)在校等時間の適切な把握と意識改革の推進のうち、①校外における教員の業務時間の把握及び②教員の業務量の適切な管理のための例規整備の2つの取組について、素案から追加をしております。

また、(2)教員業務の見直しと業務改善の推進のうち、④の統合型校務支援システムの導入について素案から文言を修正しております。修正内容の詳細につきましては、計画案の中でご説明いたします。

資料の8ページをご覧ください。

「6 取組の実践（重点取組）」の(1)の①及び②でございます。この①及び②につきましては、先ほどのご説明させていただきました本年2月の文部科学省通知により、在校等時間の把握に努めること及び在校等時間の上限について、各教育委員会が例規整備を行うことが求められたことに伴い、追加した取組となります。

①の校外における教員の業務時間の把握につきましては、国の指針による在校等時間を把握するため、在校時間に追加する校外において職務として行う研修、児童・生徒の引率等の職務に従事している時間及び持ち帰り業務等の時間を適切に把握するという内容となっております。こちらにつきましては、文部科学省の通知では持ち帰り業務等の時間ではなくテレワーク等の時間を把握することとしておりますが、現状ではテレワーク環境の整備については予定しておりませんので、総合教育会議においてもご意見をいただきました内容を踏まえまして、まずは現状の勤務実態を把握するため持ち帰り業務等の時間を把握するという内容としてございます。

また、②の教員の業務量の適切な管理のための例規整備につきましては、教員が業務を行う時間の上限を教育委員会規則に規定し、業務量の適切な管理を行うという内容としております。

続きまして、9ページをご覧ください。

(2)④の統合型校務支援システムでございますが、素案では導入の検討等としておりましたが、本システムの導入経費を含んだ形で令和5年度当初予算案が市議会に上程されましたことから、統合型校務支援システムの導入と文言を修正しております。ただし、令和5年度当初予算が現在議決前でございますので、令和5年度予算案の議決を条件とするという文言を合わせて追加してございます。この文言につきましては議決後に公開する際には削除してまいります。

説明は以上でございます。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。

今泉委員。

今泉委員 14ページの議案概要説明書なのですがすけれども、第二次計画概要の3のところ、小中学校における教員の働き方の現状ということで、ここに令和2年度、3年度、4年度とございますけれども、ここはあくまで在校時間ということで月80時間残業があるというようなことを書いてあります。80時間を超えると危ないよと言われている中で、今後は在校時間ではなく在校等時間という形になってくるので、先ほどの16ページの文科省の指針を見ると相当時間的には増えてしまう可能性があるなど。実態把握のためには必要だとは思いますがすけれども、この辺りってラフな形でも少し計算されたことはございますか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 こちらは校外による、イの部分ですとかロの部分、ロの部分はテレワークとなっておりますが、持ち帰りの時間と読み替えをしましても、そういった形で、いずれにしても客観的にシステム等で把握するというのは難しい内容でございます。まだ把握をする取組というのはできてございません。

以上でございます。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 分かりました。ありがとうございます。

客観的に把握する仕組みがないと、結局サービス残業とか働いているというのを見せないよという形になってしまうかもしれないので、その辺りはしっかりと申告をしていただきたいなというところと、14ページで見ると8.3%、4.8%、2.8%というふうに、ここでいうと順調に下がってはきているのですが、在校等時間となったときにこれがどんな割合になるのかなというのが非常に恐ろしいなというふうに思っておりますが、ここにもうメスを入れないとどうにもしようがないと思いますので、しっかりと実態を把握できるような形で学校の先生方にもお伝えいただきたいなと思います。

教育長 意見ということで、ありがとうございます。
そのほかご質疑、あるいはご意見でも結構ですけれどもありますでしょうか。
北川委員。

北川委員 意見になりますが、在校等時間は少し現実的な方向で集約をする方向になっていただいてよかったです。実際に休憩時間をどれだけ本当に休憩しているかということは、実態としてやはり把握をしておいたほうがいいのかなと思います。現実的には、給食の時間は勤務時間になりますので3時台から4時くらいの中に休憩時間が終わって、その間に例えば中学校であれば部活の指導をしていたり、委員会の指導をしてたりということがあって、十分に時間が取れていないという実態があって、現実的にそれを皆さんきちんと取ってくださいというわけにも実際はいかないのですけれども、そのところもちょっと見ていかなきゃいけないかなというふうに思います。
以上です。

教育長 ご意見ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。
今泉委員。

今泉委員 すみません、今、北川委員の質問に関連してなのですが、少し教えていただきたいのが、学校において先生方の休憩時間の定義づけってどのような形になっているのでしょうか。

教育長 教育指導担当部長。

教育指導担当部長 例えば45分の休憩を取る場合に、市の職員であれば、昼食休憩の時間帯に取る場合が多いのですが、教員の場合は給食指導を行っており、これは

勤務に当たりますので、給食指導を行っているような時間帯には休憩は取っておりません。先ほど北川委員のほうからありましたとおり、例えば勤務時間の終了に近い時間帯、ただし一番最後のところ、退勤時間の直前は勤務を行いますので、3時台から4時台くらいの中に本来であれば昼食休憩時間に取りなければいけない予定だった休憩時間をその時間帯に休憩として取っております。そこが教員の休憩時間となっております。

以上です。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。

その時間帯の休憩というのは、先生方ってどういうふうに過ごされているのでしょうか。

教 育 長 教育指導担当部長。

教育指導担当部長 例えば小学校の場合は、部活動等がなく児童が下校している場合には、通常の地方公務員が取っているような休憩の形で休憩を取っている場合もございます。先ほど北川委員のほうからございましたとおり、例えば中学校の場合は放課後の時間帯に部活動の指導に当たる、本来休憩時間ではあり、休憩を取るようにはしておりますが、実態としてその時間帯に生徒に関わるような業務を行わざるを得ないというような状況も現実的にはあるというような状況ではございます。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。

やはり現実的に難しいなというのは十分承知の上で、本来の休憩時間って電話番も必要ない完全な自由な時間、場合によっては校外に出ていっても問題はないというようなところではございますが、現実問題その辺りは難しいとは思いますが、可能な限り先生方がうまく休憩が取れて授業に集中できるような形を我々も応援しながらぜひ働きやすい状態を目指していただきたいなど。これから若い先生が増えていただかないといけないと思うのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

教 育 長 指導課長、小学校のその時間帯の状態ってどうですか。休憩時間等という設定がされている時間帯の小学校の先生方の過ごし方はいかがでしょうか。

指導課長。

指導課長 実際はその時間帯には、会議等を入れないということを各学校取り組んでいます。休憩時間なので、基本的にはご自身の自由なのでどう過ごしてもいいことにはなっていますが、大概皆さん宿題の丸つけをしたりとか、明日の授業の準備をしたりされているようです。それはご自身で選んだことなので、職務命令としてやっているわけではないという認識の上で取り組んでらっしゃるという認識になるのかなと思います。ただ、それがもう通例になっているので休憩なのか職務なのかちょっと曖昧なところは実際にあるのかなという認識もあります。

以上です。

教育長 ありがとうございます。
今泉委員。

今泉委員 今の発言、気をつけないと黙示の命令となっているので、完全に勤務時間・労働時間になってしまうので、その辺りうまい具合にといふのと、市民の方にやはりどんどんこの話をアピールしていかないと、ご理解いかないと思うので、この辺りはみんなで頑張るしかないかなと。

ありがとうございます。

教育長 教員の働き方改革だけ視点に取っている問題だけでなく、やはり教育課程とも非常に絡んでリンクさせてきていることであって、今の規定されている標準時間時数というものを週時程に収めていって、それをさらに1日の時間割に当てはめ、そのほかに特別活動的にする子どもたちの活動も授業時間の後にすることによって子どもたちが育っていくという考え方でいろいろな取組が入っているわけですが、それを入れ込んでいくと現実的に教員の休憩を取る時間というのは非常に厳しいというのが現実ではないかというのが、私が今まで様々な職務を通じて感じてきたことです。

ですから本当に大改革をするなら本当は文部科学省の中の働き方改革の部署だけではなくて、教育課程を持っているところもその教育課程自体の時間数をどういうふうに関中に入れていくのが現実的なのかということも一緒に合わせて考えていただかないと。東京都でいうと東京都教育庁の人事部と指導部というところが一緒に考えていただかないとなかなか解決しないかなというのが現状ではないかと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

北川委員。

北川委員 まとめていただいたところで申し訳ないですけど、今泉委員も言われたとおり、やはり皆さんに実態を知っていただいております、みんなで考えて

いただかないと解決しないのかなというふうに思っていますし、教育課程という非常に大きな問題があって、〇〇教育という雨後の筍のように出てきている教育、みんなやらなきゃいけない教育が何十もあるというふうな話もあります。その中で市でできることって何があるのかなっていつも考えますけれども、休憩時間に休憩をしようと思うと結局後ろに仕事が伸びてしまうので、みんな丸をつけたり、部活動指導したり、みんなしてますよね。そういう実態も市民の方々に知っていただいて、みんなで考えていくという方向を少しでも取っていかないといけないかなと。それで何ができるかというのは分からないのですけれども、やはりそういう現実だということを知っていただきたいなと思っております。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

教育総務課長、この第二次稲城市立学校働き方改革実施計画は、この後活用としては、特に学校にどのようなふうにつないでいくのでしょうか。

教育総務課長。

教育総務課長 まず第二次計画の中身につきましては、策定においても各学校の先生方から意見をいただいてまとめられたものでございますので、しっかり内容については周知してまいります。取り組んでいく取組がたくさんございますので、それについては教育委員会主導のもの、学校と連携するもの、学校主導のものがございますので、その辺はしっかり計画に基づいて指導・管理をする、あとは学校に働きかけを行う等個別に進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

教 育 長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、ほかに質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第11号議案「第二次稲城市立学校における働き方改革実施計画について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします

(午後 4 時 49 分閉会)